

令和 5 年 度

浅口市財政健全化及び
経営健全化審査意見書

浅口市監査委員

浅 監 第 3 9 号
令和 6 年 8 月 2 1 日

浅口市長 栗 山 康 彦 様

浅口市監査委員 高 田 浩 二
浅口市監査委員 佐 藤 正 人

令和 5 年度浅口市財政健全化及び経営健全化審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、審査に付された健全化判断比率及びその算定基礎書類並びに同法第 2 2 条第 1 項の規定による資金不足比率及びその算定基礎書類審査を終了したので、次のとおり意見書を提出する。

目 次

【財政健全化審査意見】

第1 審査の対象	1
第2 審査の期間	1
第3 審査の概要	1
第4 審査の結果	1
1. 健全化判断比率について	2
(1) 実質赤字比率	2
(2) 連結実質赤字比率	2
(3) 実質公債費比率	2
(4) 将来負担比率	3
2. 監査委員の意見	3

【経営健全化審査意見】

第1 審査の対象	4
第2 審査の期間	4
第3 審査の概要	4
第4 審査の結果	4
1. 資金不足比率について	5
2. 監査委員の意見	5

令和5年度浅口市財政健全化審査意見

第1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和6年8月20日

第3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として審査し、あわせて関係職員から説明を聴取して実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、健全化判断比率及びこれらに関する審査意見は、次のとおりである。

1. 健全化判断比率について

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を判断する比率である。

実質赤字比率の早期健全化基準は、13.38%であるが、一般会計等の実質収支額は黒字であり、実質赤字比率はない。

(単位：%)

健全化判断比率	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	13.38

(注) 実質赤字額がない場合は、「—」を記載しています。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、公営企業会計を含む全会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を判断する比率である。

連結実質赤字比率の早期健全化基準は、18.38%であるが、対象となる一般会計をはじめとした全会計の実質収支額は黒字であり、連結実質赤字比率はない。

(単位：%)

健全化判断比率	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準
連結実質赤字比率	—	—	18.38

(注) 連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載しています。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、地方公共団体の借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す比率である。

実質公債費比率は前年度より0.3ポイント向上しており、早期健全化基準と比較すると、これを下回っている。

(単位：%)

健全化判断比率	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準
実質公債費比率	7.1	7.4	25.0

(4) 将来負担比率

将来負担比率とは、地方公共団体の一般会計等の借入金や、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来的に財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率である。

将来負担比率の早期健全化基準は、350.0%であるが、充当可能財源等が将来負担額を上回っており、将来負担比率はない。

(単位：%)

健全化判断比率	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準
将来負担比率	—	—	350.0

2. 監査委員の意見

令和5年度の健全化判断比率において、浅口市は実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率はいずれもなく、また実質公債費比率は早期健全化措置が要求される基準値を下回っており、総合的に国の示す安全基準をクリアしている。

しかし、健全化判断比率はあくまで財政状況を示す目安に過ぎず、従来からの経常収支比率なども含め、早期健全化基準に近づかない財政運営を推進していく必要がある。

厳しい財政状況ではあるが、将来にわたって健全で安定的な財政運営を維持できるように、効果的で効率的な行政運営を図りながら、市民サービスの一層の向上と市勢の発展に努められるよう望むものである。

令和5年度浅口市経営健全化審査意見

第1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和6年8月20日

第3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として審査し、あわせて関係職員から説明を聴取して実施した。

第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、資金不足比率及びこれらに関する審査意見は、次のとおりである。

1. 資金不足比率について

資金不足比率とは、特別会計、公営企業会計ごとの資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度あるかを示す比率である。

本市における資金不足比率の対象となる特別会計は、工業団地開発事業特別会計の1会計、公営企業会計は、水道事業会計及び下水道事業会計の2会計である。

資金不足比率の経営健全化基準は20.0%であるが、3会計ともに資金不足額はなく、資金不足比率はない。

(単位：%)

資金不足比率	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
工業団地開発事業	—	—	20.0
水道事業	—	—	20.0
下水道事業	—	—	20.0

(注) 資金不足額がない場合は、「—」を記載しています。

2. 監査委員の意見

令和5年度の3会計の資金不足比率は、いずれも資金不足額はなく、事業の経営資金は健全な状態となっている。

しかし、この比率はあくまで目安に過ぎず、経営健全化基準に近づかない経営を推進していく必要がある。

今後とも各事業の経営の健全性を維持しながら、コスト意識を持ち経営の総点検を実施し、業務執行体制の簡素化及び合理化を進め、より効率的な経営に努められるよう望むものである。